

瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員の選出について

1. 設置

漁業法第 152 条

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2. 所掌事務

- 海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。
- 瀬戸内海における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議して答申等を行う。

3. 委員構成

漁業法第 153 条第 4 項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者 各 1 人

〔 ※ 瀬戸内海 11 府県から各 1 名 計 11 人
和歌山・大阪・兵庫県瀬戸内海・岡山・広島・山口県瀬戸内海
徳島・香川・愛媛・福岡県豊前・大分 〕

- 2 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人

4. 第 6 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員の任期

令和 3 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日（任期：4 年）

（ 参考 ）

当海区からの歴代委員

- 第 1 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員（H13. 10. 1～H17. 9. 30）
小川会長、 中村会長、 丸一会長
- 第 2 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員（H17. 10. 1～H21. 9. 30）
丸一会長、 吉田会長、 山田会長
- 第 3 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員（H21. 10. 1～H25. 9. 30）
山田会長
- 第 4 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員（H25. 10. 1～H29. 9. 30）
山田会長、 田沼会長
- 第 5 期瀬戸内海広域漁業調整委員会互選委員（H29. 10. 1～R3. 9. 30）
田沼会長